

事 務 連 絡  
平成21年9月30日

各都道府県介護保険担当課（室）  
各市町村等介護保険担当課（室）  
各介護保険関係団体 御中

厚生労働省老健局老人保健課

### 要介護認定等の方法の見直しに関する認定質問窓口の変更について

介護保険行政の推進につきましては、日頃よりご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

事業者及び認定調査員の方々等からの要介護認定等の方法の見直しに係る質問等については、その多くを貴都道府県及び貴市町村等の担当者から認定調査員テキストの記載内容等を活用して対応していただいているところですが、対応が難しい質問等については、平成21年3月19日より、専用メールアドレス（[nintei@mhlw.go.jp](mailto:nintei@mhlw.go.jp)）を設けて貴都道府県及び貴市町村等からのご質問等を承っているところです。

この度、より迅速に回答を行うことを目的に、ご質問等を承る認定質問窓口を以下のとおりウェブ上に設け、10月1日より稼働することとしましたのでお知らせいたします。

<認定質問窓口> <http://www.nintei-q.net>

なお、現行の専用メールアドレス（[nintei@mhlw.go.jp](mailto:nintei@mhlw.go.jp)）については、10月31日まで引き続き質問を受け付けることができますが、10月1日以降は、貴都道府県及び貴市町村等で回答が困難な、事業者及び認定調査員の方々等からの質問等がございましたら、原則として、お取りまとめの上、上記認定質問窓口から質問等を送付いただきますようお願いいたします。

なお、質問の際は、別途、貴都道府県及び貴市町村等の担当者あて送付する専用パスワードが必要となりますのでご注意ください。

質問等への回答については、できる限り迅速に対応させていただきますのでご協力のほどよろしくお願いいたします。